

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 MC殺菌洗淨液
 会社名 マコト化学工業株式会社
 住所 東京都大田区北千束2丁目9-2
 担当者 技術部 石橋 秀元
 電話番号 03-3782-5992
 FAX 番号 03-5751-3052
 緊急連絡先 同上
 整理番号 MCSKN

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	: 金属腐食性物質	区分1
健康に対する有害性	: 急性毒性（経口）	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分1
	目に対する重篤な損傷性／目刺激性	区分1
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分1 （中枢神経系、腎臓および全身毒性）
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分1 （血管、肝臓、脾臓）
環境に対する有害性	: 水性環境有害性（慢性）	区分2

※記載がないものは、分類対象外または分類できない。

< GHSラベル要素 >

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込むと有害

重篤な皮膚の薬傷・目の損傷

生体のまたは胎児への悪影響のおそれの疑い

臓器（中枢神経、腎臓および全身）の障害

長期にわたる、または反復暴露による臓器（血管、肝臓、脾臓）の障害

水生生物に毒性

注意書き ご使用前に製品安全データシート（MSDS）をご参照下さい。

【予防策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を良く読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・取扱後は、手を良く洗うこと。
- ・この製品を使用する前に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・粉じん / ガス / ミスト / 蒸気 / スプレー / を吸入しないこと。
- ・保護手袋 / 保護衣 / 保護眼鏡 / 保護面を着用すること。
- ・環境への放出を避けること。

【対応】

- ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと / 取り除くこと。皮膚を流水 / シャワーで洗うこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- ・吸入した場合：ただちに医師に連絡をとること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合：ただちに医師に連絡をとること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断 / 手当を受けること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断 / 手当を受けること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・密閉容器に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物 / 容器は地方自治体の規則に従って廃棄すること。
国 / 地域情報：「15. 適用法令」の項 参照

3. 組成及び成分情報

単一製品／混合物の区別：混合物

製品の化学特性に関する情報

成分

成分名	含有量 (%)	CAS No.	官報公示整理番号
ヘキサテ`シルトリメチルアンモニウム=クロライト`※1	5～8	112-02-7	非公開
エタノール※2	1～10	64-17-5	2-202
水	非公開	7732-18-5	対象外

※1：PRTR法第一種指定化学物質

※2：労働安全衛生法通知対象物質

4. 応急措置

- 吸入した場合：直ちに新鮮な空気のあるところへ移動し、保温して安静を保つ。
 大量に吸入した場合や異常が認められるときには直ちに医師の処置を受ける。もし呼吸が止まっていたら、人工呼吸を施し医師の処置を受ける。
- 皮膚に付着した場合：直ちに汚染された衣類を脱ぎ、接触した部分を水で洗い流した後、石鹼で徹底的に洗い、水で十分に洗い流す。接触した衣類を洗濯のため家へ持ち帰ってはならない。外観に変化がみられたり、炎症や痛みが続く場合は直ちに医師の処置を受ける。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると皮膚に障害を生ずるおそれがある。
- 眼に入った場合：直ちに多量の流水で15分以上洗浄し、医師の処置を受ける。洗浄の際、眼瞼を指でよく開いて、眼球、眼瞼の隅々まで水が良くいきわたるように洗う。コンタクトレンズ使用の場合は固着していない限り取り除いて洗浄を続ける。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な傷害を生ずるおそれがある。
- 飲み込んだ場合：直ちに多量の水（コップ2杯以上）を飲ませ、すぐに医師の処置を受ける。被災者が意識不明の場合は、口から何も与えてはならない。また呼吸が止まっていたら、人工呼吸を施し医師の処置を受ける。
- 応急措置をする者の保護：救助者は、暴露物質に直接触れないように保護具を着用する。
 汚染された衣類や保護具を取り除く。
- 医師に対する特別注意事項：腐食性があるので嘔吐させない方がいい。

5. 火災時の措置

- 消火剤：水、粉末、炭酸ガス、泡など
- 火災時の特定危険有害性：成分の分子中にC、N、ハロゲンを含有しているため、火災の際に一酸化炭素等の他、窒素酸化物、ハロゲンガス等の刺激性もしくは有毒なガスを放出する。

- 特定の消火方法 : 消火作業は風上から行い、発生したガスに暴露されないようにする。火炎にさらされた容器は、水をかけて冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、必ず保護具を着用する。燃焼や高温により一酸化炭素、窒素酸化物、ハロゲンガス等の有毒なガスを発生するので、呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には保護具（保護手袋、呼吸用保護具等）を着用し飛沫などが皮膚に付着しないようにする。風下の人を退避させる。付近の着火源となるものを速やかに取除く。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川などに排出されないように注意する。
- 除去方法 : 少量の場合には、乾燥砂、ウエスなどに吸収させて密閉できる容器に回収する。大量の場合には、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。製品を吸着または吸収したものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適正に処理する。外部委託の場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。（「13. 廃棄上の注意」の項 参照）

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸入、接触のおそれがあるときは、適切な保護具を着用する。
- 注意事項 : 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行う。取扱場所では換気を充分に行い、また近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。
- 安全取扱注意事項 : 腐食性があるため、設備には防錆加工が必要である。

保管

- 技術的対策 : 通風を良くし、蒸気が滞留しないようにする。火気、熱源よりざける。
- 保管条件 : 漏洩の防止。容器を密閉し、直射日光を避け、高温物を近づけない。換気良好な冷暗所*に保管する。（* 0℃以下になるような場所には保管しない）

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。
- 保護具 : 必要に応じて、保護手袋、保護眼鏡、保護衣を着用する。
- 含有成分の許容濃度

成分名	管理濃度 (労安法)	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH
エタノール	---	設定されていない	1000ppm(TVL-STEL)

9. 物理的及び化学的性質

物理的性質

形状	: 液体
色	: 無色～淡黄色
臭い	: 特有の刺激臭
p H	: 5.0 ～ 7.0 (1%水溶液)
沸点	: データなし
融点	: データなし
引火点	: 引火しない
比重	: 0.96 ～ 1.02 (20/4℃)
溶解性	
水	: 易溶
その他溶媒	: アルコール、グリコール類に易溶

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性	: 通常の使用条件下では安定性が高い。 : アニオン系界面活性剤との接触はさけること。
避けるべき条件	: 50℃以上の高温、加熱
避けるべき材料	: 鉄、銅等の腐食し易い金属
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、窒素酸化物、ハロゲン化水素

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 (ラット) LD50 2,000 mg/kg 以上
局所効果・局所 (皮膚、目等) 影響	
皮膚刺激性	3% 溶液で刺激性がある。 30% 以上の高濃度溶液に腐食性がある。
眼刺激性	0.1% 溶液で強い刺激性がある。 30% 以上の高濃度溶液に腐食性がある。

12. 環境影響情報

生態毒性	
魚毒性	: L C 50 300 μ g/l ブルーギル 96 時間

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: おがくず等を混ぜて焼却炉で少量ずつ焼却処理するか、都道府知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
汚染容器・包装	: 空容器を廃棄する場合、内容物を完全除去した後に処分するか、専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制	:
IMDG (国際海上危険物規則) コード	: ハザードクラス 8 (Corrosives) Packing Group II
ICAO-TI (国際民間航空機関技術指針) /IATA-DGR (国際航空運送協会危険物規則)	: ハザードクラス 8 (Corrosives) Packing Group II
国連分類	: クラス 8 (Corrosives)
国連番号	: 1760 (その他の腐食性物質)
国内規制	: 下記の法令に従い、規定の積載方法、容器等によって輸送する。 船舶安全法 (危規則) 告示別表第1 腐食性物質 航空法
輸送の特定の安全対策及び条件	: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かないこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法	第57条2 通知対象物質
	: エチルアルコール
PRTR 法	: 第一種指定化学物質
	ヘキサテ`シルトリメチルアンモニウム = クロライト`
毒物及び劇物取締法	: 毒物及び劇物に該当しない。

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、新しい知見の発表により内容に変更が生じることがあります。なお、含有量、物理的及び化学的性質等の数値は保証値ではありません。

また、記載事項は通常の手配を前提としたものですので、特別な手配をするなどの場合はこの点にご配慮をお願いいたします。